

報告第 17 号

城泊事業について

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 1 号の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 7 月 24 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

城泊事業について

1. これまでの経緯

○令和2～3年度

史跡丸亀城跡保存活用計画（令和3年3月31日発行）

- ・「延寿閣別館は丸亀城跡の魅力を伝えるため「城泊」などの施設活用や必要な整備を検討する。」と明記

丸亀市観光協会及び香川県観光協会主導で城泊事業の実施について検討

- ・専門家派遣事業（バリューマネジメント株：代表取締役 他力野 淳氏を招致）
- ・大洲市・内子町を視察（丸亀市観光協会、香川県観光協会、丸亀市、多度津町、百十四銀行）

○令和4年度

丸亀市観光協会主体で城泊準備事業 ← 補助金：観光庁、丸亀市（5,680,705円）

- ・調査設計業務（延寿閣別館の耐震診断、耐震改修設計、修理工事設計）
- ・観光コンテンツの企画・造成（ワークショップの実施等）
- ・「歴史資源を活用した観光まちづくりセミナー」（R5.2.23）開催

2. 令和5年度の取組

○延寿閣別館の施設整備（事業主体：丸亀市）

- ・延寿閣別館の耐震改修及び修理工事（市予算：工事請負費 172,222 千円）
5/16：第二建築(株)落札 契約金額：124,300 千円（工期：R5.5.23～R6.2.16）
上記以外に設備工事、電気工事
- ・庭園等の改修（市予算：委託料 1,500 千円、工事請負費 20,000 千円）
延寿閣別館庭園の設計及び工事（四方に柵を設け、南側を中心に修景工事）
- ・城泊に必要な家具等の購入（市予算：委託料 5,000 千円）
観光協会へ委託し、専門家監修のもとで、ベッド、机、椅子、ミニバー等を購入、
「香川県漆芸（しつげい）研究所」と連携し京極家のお膳を復元

○城泊運営に向けた準備（事業主体：丸亀市観光協会）

- ・体験型メニューの具体化
- ・建物完成後に宿泊実証実験：2回程度（インバウンドを想定し外国人等を招聘）
- ・海外向けプロモーション映像の作成
- ・HP の開設 等 ※観光協会へ国及び市から補助金（市予算：補助金 6,700 千円）

○城泊事業実施後、次の展開のための調査（事業主体：丸亀市観光協会）

城泊事業実現後、観光街づくりのさらなる推進のため、歴史的資源の洗い出しなどの調査を行う。 ※観光協会へ市から補助金（市予算：補助金 7,040 千円）

- ・丸亀城近隣エリア（城下町エリア）

- ・島嶼エリア（本島町笠島伝統的建造物保存地区、その他本島・広島地区）

○関係機関との調整、例規整備等

- ・城泊の実施に向けて、関係省庁との調整や必要な例規整備等

3. 城泊事業の先進事例

城泊事業については、下記3自治体のほか、観光庁の専門家派遣事業等を通じて全国的にも広がりつつあり、現状では本市が福山市に次いで4例目となる予定である。

区分	愛媛県大洲市	長崎県平戸市	広島県福山市
開始年度	令和2年7月	令和3年4月	令和6年春（予定）
宿泊施設	大洲城（天守）	平戸城（懐柔櫓）	福山城（月見櫓）
体験メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・乗馬での入城体験や鉄砲隊の祝福 ・他の重要文化財貸切での食事等 	（別料金）	（検討中）
料金	1泊2食（2名） 110万円	1泊（5名まで） 60万円（食事・税別）	（検討中）100万円程度は必要との事
関係条例	<p>大洲城管理条例</p> <p>※日中午前9時から午後5時までは、天守や櫓を公の施設として指定管理し、城泊は、それ以外の夜間を利用し、行政財産の目的外使用で実施</p>	<p>平戸城懐柔櫓宿泊施設条例</p> <p>※従来から「平戸城条例」を設けており、これとは別に上記条例を制定し、指定管理者制度のもと、午後3時から翌朝10時の間で城泊を実施</p>	<p>福山城条例</p> <p>※大洲城と同様に、午前9時から午後5時までは、公の施設として指定管理し、城泊は、それ以外の夜間を利用し、行政財産の目的外使用で実施</p>
運営者	（一社）キタ・マネジメント ※地域DMO	㈱狼煙（のろし） ※民間数社のJV	（公財）福山芸術文化財団の予定※市出資
その他	<p>オプションでその他体験メニュー</p> <p>※城下NIPPONIA事業等と連携</p>	<p>オプションで体験メニュー（神楽・茶道・座禅等）</p>	（検討中）

4. 本市の城泊事業

宿泊施設となる延寿閣別館を拠点として、丸亀城をはじめ市内各地に点在する歴史的資源を繋ぎ活用した観光まちづくりを推進する。事業の実施にあたり、丸亀城内施設を下記のとおり位置付けて運営する。

(1) 施設の位置づけ

「丸亀城天守」に加えて、新たに「大手一の門」及び「延寿閣別館」を公の施設として位置付け、各々の特性を活かした機能分担により、史跡等の効果的な利活用を図る。

① 丸亀城天守

石垣とともに市のシンボルであり、丸亀の歴史文化を象徴する施設

- 天守内の一般観覧（有料）

② 大手一の門

丸亀城の歴史に触れ、市民の多様な文化活動に供するための施設

- 2階の自由見学（無料） ●2階を占用した貸館としての利用（有料）

③ 延寿閣別館

城泊を通じて、民間活力を活かした市内滞在型観光の振興と丸亀の魅力を国内外へ広く発信するための施設

- 建物・庭園を占用しての宿泊（有料） ●期間限定での一般観覧

【各施設の現状（参考）】

丸亀城天守	・国指定重要文化財 ・公の施設として位置づけ ・一般観覧：午前9時～午後4時30分 ・R4年度来館者数：116,889人 ・観覧料収入20,525,820円（市収入） ・シルバー人材センターへ業務委託（業務内容：天守及び倉庫の開閉、天守内の清掃、観覧料の徴収、天守内の管理） 委託料 5,230,800円
大手一の門	・国指定重要文化財 ・位置づけなし ・自由見学：午前9時～午後4時（無料） ・主な利用：展示物の見学、毎日正午の時太鼓、その他和楽器コンサート等のイベント利用
延寿閣別館	・文化財指定なし ・位置づけなし ・利用なし

(2) 管理・運営形態

新たに指定管理者制度を導入し、官民連携で3施設の一体的な管理・運営を行う。

指定管理者の選定においては、非公募で「一般財団法人 丸亀市観光協会」を候補者とする方向で調整する。

【非公募とする理由】

- ・丸亀市観光協会は、地域 DMO として、従来から様々な企業や団体と連携のもとで、地域活性化につながる実績を残しており、本市の観光振興において第一のパートナーであること
- ・当協会は、観光庁の専門家派遣事業をはじめ、城泊の検討当初から主体的に事業に関わっており、制度の趣旨やクリアすべき課題を熟知していること
- ・当協会を指定管理及び城泊運営の候補者に特定しておくことで、施設の整備段階から官民連携で具体の準備を進めることが可能となること

(3) 今後のスケジュール

区分	R5.5	6~8	9~11	12~R6.2	3~5	6~
延寿閣別館 工事	5/23			2/16		
城泊準備	事業に必要な家具・備品等の調達 観光コンテンツ造成・実証実験 等					年度内 スタート
手続関係 (議案)	条例案の作成		9月 管理条例 改正	12月 指定管理者 指定	3月 関連予算	
手続関係 (指定管理)	実施方針、募集 要項等の作成		指定管理候 補者の選定		4月 協定締結	

5. 今後検討を要する事項

① 公の施設の基本的事項について（条例事項）

- ・利用時間、休館日（個々に定める必要、現在天守については休館日なし。）
- ・施設利用料（大手一の門及び延寿閣別館の施設利用に係る料金を定める必要）

※条例案については、3施設とも史跡等の有効利用の観点から「丸亀市史跡等管理条例」の一部改正の方向で検討

② 指定管理に関する事項について（指定管理協定事項）

- 指定管理の開始時期（令和6年4月1日を想定 ※延寿閣別館については、城泊開始が年度途中となるため、開館前（準備期間）での協定となる。）
- 協定期間（3施設とも指定管理の実績がなく、城泊を含め、運営面において不確定な要素が多いため、見直し時期を考慮する必要がある。）
- 施設の維持管理・運営費（現在の天守管理業務委託料に加え、他の2施設の日常的な管理運営費及びこれら施設を利用した指定管理者による自主事業等に要する経費についても一定程度見込む必要がある。）
- 料金収入の取り扱い（天守観覧料や城泊料金など、施設の管理運営費以上の収入が見込まれるため、これを指定管理者の収入とする「利用料金制」を採用するか、あるいは、これまでどおり市の収入とするか。）

※上記については、先進事例を参考に今後、丸亀市観光協会とも協議